

## II. 定量的な開示事項 (平成19年3月期)

※平成18年3月期の数値については、バーゼルⅡ導入前につき算定を行っていないため、記載を省略しております。

### ●自己資本の構成に関する事項

- ・自己資本の構成及び金額については「資料編」の「きょうぎんの財務情報」の「単体情報」及び「連結情報」に記載しております。
- ・準補完的項目は該当ありません。

### ●自己資本の充実度に関する事項

#### イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額 (単体及び連結)

(単位：百万円)

項 目	19年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額
【 資 産 ( オ ン ・ バ ラ ン ス ) 項 目 】		
現 金	-	-
我 が 国 の 中 央 政 府 及 び 中 央 銀 行 向 け	-	-
外 国 の 中 央 政 府 及 び 中 央 銀 行 向 け	-	-
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	-	-
我 が 国 の 地 方 公 共 団 体 向 け	-	-
外 国 の 中 央 政 府 等 以 外 の 公 共 部 門 向 け	-	-
国 際 開 発 銀 行 向 け	-	-
我 が 国 の 政 府 関 係 機 関 向 け	171	6
地 方 三 公 社 向 け	19	0
金 融 機 関 及 び 証 券 会 社 向 け	8,136	325
法 人 等 向 け	13,003	520
中 小 企 業 等 向 け 及 び 個 人 向 け	33,147	1,325
抵 当 権 付 住 宅 口 一 ン	11,504	460
不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	9,743	389
三 月 以 上 延 滞 等	1,946	77
取 立 未 済 手 形	11	0
信 用 保 証 協 会 等 に よ る 保 証 付	1,598	63
株 式 会 社 産 業 再 生 機 構 に よ る 保 証 付	-	-
出 資 等	2,760	110
上 記 以 外	37,404	1,496
証 券 化 ( オ リ ジ ネ ー タ ー の 場 合 )	-	-
証 券 化 ( オ リ ジ ネ ー タ ー 以 外 の 場 合 )	345	13
複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	1,123	44
資 産 ( オ ン ・ バ ラ ン ス ) 計	120,916	4,836
【 オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目 】		
法 人 等 向 け	122	4
中 小 企 業 等 向 け 及 び 個 人 向 け	275	11
不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	82	3
三 月 以 上 延 滞 等	0	0
上 記 以 外	1,381	55
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 計	1,862	74
合 計	122,778	4,911

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

ロ. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

該当ありません

ハ. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

該当ありません

ニ. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち使用する方式ごとの額

該当ありません

ホ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額（単体及び連結）（単位：百万円）

項 目	所要自己資本額 (単体)	所要自己資本額 (連結)
基 礎 的 手 法	404	404

ヘ. 自己資本比率及び基本的項目比率（単体及び連結）

項 目	(単体)	(連結)
自 己 資 本 比 率 (%)	9.49	9.49
基 本 的 項 目 比 率 (%)	7.62	7.62

ト. 総所要自己資本額（単体及び連結）

（単位：百万円）

項 目	(単体)	(連結)
信 用 リ ス ク (標準的手法)	4,911	4,911
オペレーショナル・リスク (基礎的手法)	404	404
総 所 要 自 己 資 本 額	5,315	5,315

●信用リスク（信用リスクアセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項

※期中平均残高は、期末残高から大幅に乖離していないため、記載しておりません。

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

(1) 地域別、(2) 業種別又は取引相手の別、(3) 残存期間別

ハ. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの額

(1) 地域別、(2) 業種別又は取引相手の別

信用リスクに関するエクスポージャーおよび三月以上延滞エクスポージャーの期末残高（単体及び連結）（単位：百万円）

		信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高											
		貸出金等、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債	券	三月以上延滞エクスポージャーの期末残高								
国	内	計	247,110	171,643	50,750	3,403							
国	外	計	-	-	-	-							
地域別計			247,110	171,643	50,750	3,403							
製	造	業	9,394	8,423	944	26							
農		業	968	965	-	3							
林		業	38	38	-	-							
漁		業	146	145	-	1							
鉱		業	690	690	-	-							
建	設	業	15,032	14,536	197	298							
電	気・ガス・熱供給・水道業		1,426	1,426	-	-							
情	報	通	信	業	189	153	35	-					
運		輸	業	3,994	3,587	400	7						
卸	売	・	小	売	業	14,203	13,491	401	310				
金	融	・	保	険	業	等	39,959	17,495	22,066	398			
不	動	産	業	12,015	11,432	-	583						
各	種	サ	ー	ビ	ス	業	32,686	31,182	-	1,503			
国	・	地	方	公	共	団	体	37,966	11,261	26,704	-		
個			人	57,082	56,810	-	271						
そ	の	他		-	-	-	-						
業種別計			225,797	171,643	50,750	3,403							
その他（区分なし）			21,313	-	-	-							
残高合計			247,110	171,643	50,750	3,403							
1	年	以	下	35,655	27,751	6,691							
1	年	超	3	年	以	下		20,658	15,292	5,030			
3	年	超	5	年	以	下		37,729	24,752	12,828			
5	年	超	7	年	以	下		17,751	12,223	5,477			
7	年	超	10	年	以	下		36,850	21,788	14,969			
10	年	超		75,577	68,262	5,752							
期	限	の	定	め	の	な		い	も	の	1,574	1,572	-
そ	の	他	（	区	分	な		し	）	21,313	-	-	
残存期間別計			247,110	171,643	50,750								

(注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャー。

3. 政府保証債、公社公団債は金融・保険業等に区分。

二. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額（単体及び連結）

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	17年度	1,376	1,647	-	1,376	1,647
	18年度	1,647	1,353	-	1,647	1,353
個別貸倒引当金	17年度	5,431	2,709	2,557	1,969	3,613
	18年度	3,613	1,364	561	664	3,752
合計	17年度	6,808	4,356	2,557	3,346	5,260
	18年度	5,260	2,718	561	2,311	5,106

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

一般貸倒引当金については、地域別・業種別ごとに算定を行っていないため、開示しておりません。

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単体及び連結)

(単位：百万円)

			期末残高
地域別計	国内計		3,752
	国外計		-
地域別計			3,752
業種別計	製造業		636
	農業		-
	林業		-
	漁業		-
	鉱業		-
	建設業		902
	電気・ガス・熱供給・水道業		-
	情報通信業		-
	運輸業		262
	卸売・小売業		198
	金融・保険業等		483
	不動産業		500
	各種サービス業		714
	国・地方公共団体		-
	個人		55
その他		-	
業種別計			3,752

ホ. 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額（単体及び連結）（単位：百万円）

	貸出金償却
製 造 業	-
農 業	-
林 業	-
漁 業	-
鉱 業	-
建 設 業	-
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	-
情 報 通 信 業	-
運 輸 業	-
卸 売 ・ 小 売 業	-
金 融 ・ 保 険 業 等	-
不 動 産 業	-
各 種 サ ー ビ ス 業	-
国 ・ 地 方 公 共 団 体	-
個 人	-
そ の 他	-
業 種 別 計	-

ヘ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（単体及び連結）（単位：百万円）

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額	
	格付適用	格付不適用
0%	2,148	49,101
10%	-	17,641
20%	9,620	19,918
35%	-	32,870
50%	3,440	344
75%	-	44,563
100%	389	62,229
150%	-	526
350%	-	-
自己資本控除	-	-
その他（区分なし）	-	2,074
合 計	15,598	229,270

- (注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限る。
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれる。

●信用リスク削減手法に関する事項

- イ. 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額  
標準的手法（単体及び連結）（単位：百万円）

	18年度
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	4,405

- ロ. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャーの額  
標準的手法（単体及び連結）（単位：百万円）

	18年度
保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	31

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

- イ. 与信相当額の算出に用いる方式

派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式での算出を想定しておりますが、期末時点での残高はありません。

- ロ. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額  
該当ありません。

- ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）  
該当ありません。

- ニ. ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）  
該当ありません。

- ホ. 担保の種類別の額  
該当ありません。

- ヘ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額  
該当ありません。

- ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額  
該当ありません。

- チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額  
該当ありません。

## ●証券化エクスポージャーに関する事項

### イ. 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳  
該当ありません。
- (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳  
該当ありません。
- (3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
該当ありません。
- (4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額  
該当ありません。
- (5) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳  
該当ありません。
- (6) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
該当ありません。
- (7) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについては、当期は該当ありません。
- (8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む）  
該当ありません。
- (9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳  
該当ありません。
- (10) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額  
該当ありません。

□. 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
(単体及び連結) (単位：百万円)

種 類	18年度	
	残	高
流動化債券 (ABS)		985
合 計		985

- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (単体及び連結)

(単位：百万円)

	18年度		所要自己資本
	残	高	
20%		98	3
50%		246	9
100%		-	-
自己資本控除		-	-
合 計		345	13

- (3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
該当ありません。

- (4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額  
該当ありません。

● マーケット・リスクに関する事項

該当ありません。

●銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額（単体及び連結）

(1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー(以下「上場株式等エクスポージャー」という。)

(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

	18年度貸借対照表計上額
上場株式等エクスポージャー	3,017
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	155
合 計	3,173

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額（単体及び連結）(単位：百万円)

	18年度
売却損益額	462
償却額	193

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額（単体及び連結）(単位：百万円)

	18年度
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	92

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（単体及び連結）(単位：百万円)

	18年度
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	-

ホ. 自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額  
該当ありません。

●信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

該当ありません。

● 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

金利ショックに対する経済価値の変動額

(単位：百万円)

18年度
2,313

計測方法および前提条件

預金・貸出金の金利リスク量は、信頼区間99%、保有期間1年、観測期間5年で計測したVaR値としております。

また、有価証券のうち、債券の金利リスク量は信頼区間99%、保有期間1年、観測期間5年で計測したVaR値としております。

金利に連動する投資信託の金利リスク量については、時価の1%下落分をリスク量として算出しております。

※平成18年3月期、平成18年9月期においては、金利リスク量の計測がまだ出来ていませんでしたので、前年度分の開示を省略しております。